

J R 四国労組ニュース

平成 28 年 9 月 23 日 (No. 4)

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

総合労働協約改訂交渉 妥結！

～次の 4 項目で回答引き出す～

- ①不妊治療を行う場合に無給休暇を付与！
- ②職務手当及び技能手当の併給に関する取り扱い改善！
- ③準組合員に対する購入券の増付与！（12 枚→15 枚）
（契約社員）
- ④準組合員の寮の使用許可！
（契約社員）

本部は、8 月 29 日及び 9 月 13 日の団体交渉に続き、本日、3 回目の団体交渉を行い、会社側より下記の 4 項目について回答を引き出した。

【会社側からの回答】

- ① 不妊治療（人工授精、体外受精及び顕微授精）により入院又は通院のため勤務しない日については、無給休暇を付与することとする。
実施時期は平成 29 年 4 月 1 日とする。
- ② 技能手当について、職務手当を支払われている者についても支払うこととする。ただし、管理業務等従事者に対する職務手当の支給を受けている者については、技能手当を併給しないこととする。（別紙 1 参照）
実施時期は平成 29 年 4 月 1 日とする。
- ③ 契約社員の購入券の交付枚数については 1 年あたり 15 枚とする。
実施時期は、平成 29 年 4 月 1 日以降の交付からとする。
- ④ 新規に採用された契約社員のうち県外出身者（通勤困難な県内出身者も含む。）については、採用後 1 年以内の期間、寮への入居を許可する。なお、取扱いは寮に空室がある場合に限ることとし、空室があった場合でも社員の人事異動等を踏まえ、許可しない場合がある。
対象者は平成 28 年 10 月以降に新規採用された契約社員とする。

なお「アテンダントに関する賃金等の取扱いについて」の提案もあった。
（別紙 2 参照）

【これに対し組合側から】

不妊治療を行う場合の無給休暇の付与については、苦勞している組合員の負担が少しではあるが軽減され一歩前進と考える。しかし、組合はあくまで有給休暇を求めておりさらなる検討を要望する。

また、職務手当と技能手当の併給については、従来より改善を求めてきたが、今回の併給の取扱いは、このことが反映されたと考える。

さらに、準組合員に対する購入券の増付与及び寮の使用許可についても、組合の要求が反映されたものであり、福利厚生面で改善が図られたと考える。

年間休日の増加については従来より求めてきたが、今年から祝日法の改正に伴い祝日が１日増加したことから、改正に合わせ休日を増加させるべきである。

その他、各種手当の新設及び増額、有給休暇の適用項目の拡大、定期健康診断受診時の取り扱い、エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げ等、多くの要求項目は、積み残したままであり課題は山積している。次年度に向け前向きな検討を要請する。

と強く訴えた。

その後、本部は持ち帰り業務対策委員会を開催し検討した結果、これ以上の前進は困難と判断し、本日１７時に妥結した。

以 上

別紙 1

職務手当及び技能手当の併給に関する取扱いについて

平成 28 年 9 月

J R 四 国

職務手当及び技能手当の併給に関する取扱いについて、以下のとおり一部改正する。

1 職務手当及び技能手当の併給に関する取扱いの一部改正

技能手当について、職務手当を支払われている者についても支払うこととする。ただし、管理業務等従事者に対する職務手当の支給を受けている者（労働条件に関する協約の別表第 9（第 174 条）の番号 1（1）、（4）及び（5）、番号 3 並びに番号 6）については、技能手当を併給しないこととする。

2 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

（参考）労働条件に関する協約の別表第 9（第 174 条）一部抜粋

番号	支払対象及び基準	支払額
1	本社及び附属機関に勤務する組合員のうち、	
	(1) 副長、所長、副所長等の業務を行う者で、特に指定された者	24,000 円
	(2)、(3)略	
	(4) 輸送指令長に指定された者	5,500 円
	(5) 前号に該当する者で、特に指定された者	11,000 円
2	略	
3	現業機関において管理者の業務を行う組合員のうち、次の A から F に指定された者	
	(1) A ランク	23,000 円
	(2) B ランク	31,000 円
	(3) C ランク	34,000 円
	(4) D ランク	37,000 円
	(5) E ランク	42,000 円
	(6) F ランク	47,000 円
	(7) 総看護長及び副薬剤長	9,000 円
4,5	略	
6	診療所に勤務する医師	138,000 円
7～9	略	

別紙 2

アテンダントに関する賃金等の取扱いについて

平成 28 年 9 月
J R 四 国

観光列車「四国まんなか千年ものがたり」に乗車して接客業務を行うアテンダントの賃金等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 社員のアテンダント手当の取扱い

賃金規程（昭和 62 年 4 月社達第 90 号）の定めによるほか、アテンダント手当を支給する。

なお、支給範囲、支給額及び支給方法等については、観光列車「伊予灘ものがたり」に乗車して接客業務を行うアテンダントに対するアテンダント手当の取扱いを適用する。

2 契約社員の取扱い

雇用契約等及び賃金については、観光列車「伊予灘ものがたり」に乗車して接客業務を行うアテンダントとして雇用する契約社員の取扱いを適用する。

3 実施時期

平成 28 年 10 月 1 日から実施する。